

令和7年度一般監査における 主な指摘事例について

太田市 社会福祉法人監査室

関係法令等の略称等について

- ガイドライン：「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号厚生労働省雇用均等・老発0427第1号・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別紙「指導監査ガイドライン」◇R4.3.14最終改正
- 法：社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- 令：社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）
- 規則：社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）
- 一般法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）
- 認可通知：「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知）◇R2.12.25最終改正
- 定款例：認可通知別紙2「社会福祉法人定款例」
- 入札通知：「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成29年3月29日付け雇児総発0329第1号・社援基発0329第1号・障企発0329第1号・老高発0329第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・老健局高齢者支援課長連名通知）
- 会計省令：社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）
- 運用上の取扱い：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日付け雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）◇R3.11.12最終改正
- 留意事項：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成28年3月31日付け雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長連名通知）◇R3.11.12最終改正

1 評議員会の招集が適正に行われているか

[ガイドライン I 3(2)1]

【指摘例】 評議員の招集通知に記載すべき事項が理事会で決議されていない

評議員会で決議できるもの

- ・ 法令及び定款に定める事項(法第45条の8第2項)
- ・ 招集通知に記載された議題(法第45条の9第9項、一般法人法第181条第1項第2号)

理事会で定める事項（招集通知に記載する事項） (法第45条の9第10項、一般法人法第181条第1項)

- ① 評議員会の日時及び場所
- ② 評議員会の目的である事項（議題）がある場合は、当該事項
- ③ 評議員会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く)の概要（概要が確定していない場合はその旨）

※「別添議案書のとおり」等も可




理事会で評議員会の招集決定を行い、その決定に従って
招集通知を発送してください

1 評議員会の招集が適正に行われているか [ガイドライン I 3(2)1]

● 議題と議案の違い

	定義	例：評議員会で理事6名を選任する場合
議題	会議の目的事項	『理事6名選任の件』
議案	議題に対する具体的な提案	『A氏を理事として選任する』

 例えば評議員会で理事6名を選任する場合、招集通知に「理事6名選任の件」という議題が記載されていなければ、理事を選任するという議題について決議できません

ただし…

評議員は、評議員会において、評議員会の目的である議題につき議案を提出することが可能（法45条の8第4項、一般法人法185条）。

招集通知に『理事1名選任の件』という議題及び『Aを理事として選任する』という議案が記載されていた場合、評議員は評議員会において「Bを理事として選任する」という議案を提出することができる。

（議案提出できないケースもあり（一般法人法185条ただし書き））

1 評議員会の招集が適正に行われているか [ガイドライン I 3(2)1]

【指摘例】 招集通知に評議員会の目的である事項に係る議案の概要が記載されていない

議題のみではなく、議案の内容（議案書を添付することで可）についても記載する必要があります

市ホームページに掲載している「評議員会招集通知」（社会福祉法人の運営に関する参考様式）もご活用ください
必要な項目を漏れなく確認できます

【検索の仕方】

トップページの「組織でさがす」

→福祉こども部「監査指導課」

→監査指導業務「社会福祉法人指導監査関係」

→社会福祉法人指導監査に関する提出書式

《参考》「様式集」

様式例 12 評議員会招集通知

令和〇年〇月〇日

評議員各位 社会福祉法人〇〇会 理事長 〇〇 〇〇 印
定時評議員会の場合の記載例、他の例としては「令和〇年度 第〇回評議員会の開催について」等。

令和〇年度 定時評議員会の開催について（通知）

標記定時評議員会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願いいたします。

記

1. 開催日時
令和〇年〇月〇日（〇） 〇〇時〇〇分 ～ 〇〇時〇〇分（予定）

2. 開催場所
太田市〇〇町〇〇番地 社会福祉法人〇〇会 〇〇階 会議室

3. 議題及び議案

報告事項
令和〇年度事業報告について
決議事項（各議案の内容は別添議案書のとおりです）
第1号議案 令和〇年度計算書概算及び財産目録の承認について
第2号議案 社会福祉充実計画の承認について
第3号議案 役員選任について
第4号議案 〇〇〇〇について

4. その他

招集通知で特別の利害関係人の有無の確認を行う場合の例
各議案について特別の利害関係を有する評議員の力は議決に加わることができないため、別紙「出欠等連絡票」であらかじめ申し出てください。
「出欠等連絡票」につきましては、〇月〇日までに法人事務局宛に返信くださいますようお願い申し上げます。

様式例12 評議員会招集通知

2 監事について、法に定める者が含まれているか [ガイドライン I 5(2)3]

【指摘例】 監事のうち「社会福祉事業についての識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」として評議員会の決議等適正な手続きにより選任された者がいない

監事には以下の要件を満たす者が少なくとも「1名ずつ」含まれる必要がある

- ① 「社会福祉事業について識見を有する者」
- ② 「財務管理についての識見を有する者」




評議員会での選任決議において、各候補者ごとにそれぞれの要件を満たすものとしての選任を行うことが必要です



3 法令又は定款に定めるところにより、理事長等が職務の執行状況について、理事会に報告しているか [ガイドライン I 6(1)4]

【指摘例】 理事長及び業務執行理事について、自己の職務の執行状況を理事会に報告していない
(実際に開催された理事会において、必要な回数以上報告がされていない)

理事長及び業務執行理事は、理事会において、3か月に1回以上職務の執行状況についての報告をする。
なお、この報告の回数は定款の相対的記載事項であり、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上とすることができる(法第45条の16第3項)。

 この報告は、実際に開催された理事会 (決議の省略によらない理事会) において行わなければならないことに注意してください



4 法令に定めるところにより理事会の議事録が作成され、保存されているか

[ガイドライン I 6(2)1]

【指摘例】 理事会の議事録が、厚生労働省令で定めるところにより作成されていない（議事録の記載内容に漏れがある）

議事録の記載事項(規則第2条17第3項)

① **理事会が開催された日時及び場所**

② 理事会が次に掲げるいずれか (※) に該当するときは、その旨 (※招集権者以外の理事が招集を請求したことにより招集されたもの等)

③ **理事会の議事の経過の要領及びその結果**

④ 決議を要する事項についての特別な利害関係を有する理事がある時には、当該理事の氏名

⑤ 次に掲げる規程 (※) により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要 (※競業又は利益相反取引を行った理事による報告等)

⑥ 理事長が定款の定めにより議事録署名人とされている場合の、理事長以外の出席した理事の氏名

⑦ 理事会に出席した会計監査人の氏名または名称 (監査法人の場合)

⑧ 議長の氏名 (議長が存する場合)



特に「開催された日時及び場所」「議事の経過の要領及びその結果」の記載内容漏れに注意してください

4 法令に定めるところにより理事会の議事録が作成され、保存されているか

[ガイドライン I 6(2)1]

【指摘例】 理事会の議事録に、定款に定める者の記名押印（署名）を受けていない（理事長が記名押印していない）

理事会議事録署名人（法第45条の14第6項）

- ①出席した理事及び監事全員 若しくは
- ②当該理事会に出席した理事長及び監事（定款の定め要）



理事会の議事録を作成し、社会福祉法人の経過を正確に記録することは、

- ・ 紛争等が生じた場合の証拠としたり、
- ・ 閲覧等の請求対象となることから、

国民に対する説明責任を果たすことに資するため、必要不可欠です



5 役員及び評議員等の報酬について、法令に定めるところにより公表しているか [ガイドライン I 8(4)1]

【指摘例】 現況報告書において、理事の報酬の総額の記載に誤りがあった

！ 理事の報酬の総額を記載する時の注意点

- ・ 理事の報酬等の総額については、職員を兼務しており、職員給与を受けている者がいる場合は、その職員給与も含めて公表する
- ・ ただし、職員給与を受けている理事が1人であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与を受けている理事がいる旨を明記した上で、当該理事の職員給与額を含めずに理事の報酬等の総額として公表することとして差し支えない
- ・ 実費相当の旅費又は費用弁償は含めない



6 経理規程に基づいた会計処理を行っているか [ガイドラインⅢ3(2)1]

【指摘例】 法人の経理規程に基づいた会計処理を行っていない

！
経理規程とは…

「法人の経理事務に係る基本的な考え方、処理方法についてルールを定めたもの」

経理規程があることによって…

- ・ 経理事務における不正やミスの発見及び防止機能を高められる
- ・ 内部監査機能を盛り込むことにより、計算書類の信頼性と処理効力を高められる
- ・ 担当者が変わったとしても、規程を参照することによって正しい会計処理を理解することができる（業務に支障をきたすことがなくなる）



- ・ 経理規程の内容を理解して経理規程通りの経理業務を行うこと
- ・ モデル経理規程はあくまでも参考資料であるため、各法人の経理事務の実態に合わせて経理規定の内容を変更すること が求められます

6 経理規程に基づいた会計処理を行っているか [ガイドラインⅢ3(2)1]

【指摘例】 法人の経理規程に基づいた会計処理を行っていない

経理規程と実際の取扱いとの不一致が確認された事項（その1）

- ・ 拠点区分およびサービス区分
経理規程に定められたサービス区分と実態の運営状況が異なっている
- ・ 使用する勘定科目
法人が定めている以外の勘定科目を使用している
- ・ 会計処理の方法
会計伝票の承認印（サイン）が漏れている
- ・ 小口現金の管理方法
経理規程に定められた上限を超えた小口現金を管理している
- ・ 月次報告の期限等
経理規程に定められた提出期限を超過している

6 経理規程に基づいた会計処理を行っているか [ガイドラインⅢ3(2)1]

【指摘例】 法人の経理規程に基づいた会計処理を行っていない

経理規程と実際の取扱いとの不一致が確認された事項（その2）

- ・ 固定資産の範囲
固定資産として経理規程に定められていない勘定科目が、貸借対照表の「資産の部」に計上されている
(「自動車リサイクル預託金」、「水道施設負担金」、「出資金」が固定資産の範囲に含まれていない)
- ・ 減価償却の方法
減価償却の計算誤り
(〇組と表記されている資産において、期末帳簿価額が1円になっている)
(無形固定資産なのに期末帳簿価額が1円残っている)
- ・ 随意契約できる予定価格の設定
(見積を複数社から徴取していない)
(契約に係る書類が保管されていない)

7 注記が法令に基づき適正に作成されているか [ガイドラインⅢ3(5)1]

【指摘例】 注記に係る勘定科目と金額が計算書類と整合していない
注記すべき事項が記載されていない

誤りが多く確認された項目

【法人全体用】 【拠点区分用】 共通

- ・ 「担保に供している資産」
担保に供している資産の金額の記載誤り
- ・ 「有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」
減価償却累計額等の金額の記載誤り

【拠点区分用】

- ・ 「拠点が作成する計算書類とサービス区分」
サービス区分の記載誤り
- ・ 「満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」
該当する債権（国債等）を保有しているが、その旨を記載していない

8 附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか [ガイドラインⅢ3(5)2]

【指摘例】 附属明細書と計算書類の金額が不一致
運用上の取扱いにおいて定められた様式を使用していない

附属明細書とは…

- ・ 計算書類上の金額の内訳を説明する資料
- ・ 「会計省令」にて作成が必要とされる19種類の附属明細書が規定されている
- ・ 「運用上の取扱い」において附属明細書の名称、様式番号等が示されている

附属明細書の一覧

【法人単位で作成するもの】

- ① 借入金明細書
- ② 寄附金収益明細書
- ③ 補助金事業等収益明細書
- ④ 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
- ⑤ 事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）
残高明細書
- ⑥ 基本金明細書
- ⑦ 国庫補助金等特別積立金明細書

【拠点区分で作成するもの】

- ⑧ 基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書
- ⑨ 引当金明細書
- ⑩ 拠点区分資金収支明細書
- ⑪ 拠点区分事業活動明細書
- ⑫ 積立金・積立資産明細書
- ⑬ サービス区分間繰入金明細書
- ⑭ サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書
- ⑮ 就労支援事業別事業活動明細書（⑮-2 多機能型事業所等用）
- ⑯ 就労支援事業製造原価明細書（⑯-2 多機能型事業所等用）
- ⑰ 就労支援事業販管費明細書（⑰-2 多機能型事業所等用）
- ⑱ 就労支援事業明細書（⑱-2 多機能型事業所等用）
- ⑲ 授産事業費用明細書

8 附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか [ガイドラインⅢ3(5)2]

【指摘例】 附属明細書と計算書類の金額が不一致
運用上の取扱いにおいて定められた様式を使用していない

計算書類との整合

基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)(別紙3⑧)については、
注記や固定資産管理台帳との整合にも注意する

明細書作成上の注意(運用上の取扱い26、別紙3(①～⑱))

- ・ 作成単位（法人全体または拠点ごと）や省略の可否などが様式ごとに異なる
→ 「運用上の取扱い」通知の本文や、様式中の注釈文で具体的な記載要領の確認が必要
- ・ 通知に示された様式の欄外（下部）に注釈が複数記載されているものが多い
→ 注釈をよく確認し、記載内容に反映させる

8 附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか [ガイドラインⅢ3(5)2]

【指摘例】 附属明細書と計算書類の金額が不一致
運用上の取扱いにおいて定められた様式を使用していない

誤りが多く確認された項目

【法人全体で作成】

②寄付金収益明細書

- ・ 寄附金（寄附された固定資産）があるのに明細書が作成されていない
- ・ 固定資産受贈額が経常区分に記載されている

③補助金事業等収益明細書

- ・ 「補助金の交付団体及び交付の目的欄」の記載不備

⑤事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書

- ・ 「使用目的等」の記載不備

⑦国庫補助金等特別積立金明細書

- ・ 「区分並びに積立て及び取崩しの事由」の記載不備

8 附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか [ガイドラインⅢ3(5)2]

【指摘例】 附属明細書と計算書類の金額が不一致
運用上の取扱いにおいて定められた様式を使用していない

誤りが多く確認された項目

【拠点区分で作成】

- ⑧基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書
 - ・「資産の種類及び名称」に記載された勘定科目に誤りがある
(貸借対照表上の「建物」が、「建物」「建物付属設備」に分かれている)
(「その他の固定資産」に「自動車リサイクル預託金」、「水道施設負担金」が含まれていない)
 - ・記載すべき金額に誤りがある
(注記や財産目録、固定資産管理台帳に記載された金額と相違している)

- ⑬サービス区分間繰入金明細書
 - ・サービス区分間での繰入金があるのに記載がない
 - ・記載すべき金額に誤りがある

9 財産目録が法令に基づき適正に作成されているか [ガイドラインⅢ3(5)3]

【指摘例】 金額や勘定科目が計算書類と不一致

多く見られた指摘事項

- ・ 記載された勘定科目に誤りがある
(貸借対照表上の「建物」が、「建物」「建物付属設備」に分かれている
(「その他の固定資産」に「自動車リサイクル預託金」、「水道施設負担金」
が含まれていない)
- ・ 記載すべき金額に誤りがある
(注記や附属明細書、固定資産管理台帳の金額と相違がある)



**固定資産の除却や反映漏れによる金額の記載ミスが多く
なっています**

**ひとつの不備が様々な書類に連鎖してしまいますので、
今一度よくご確認ください**

令和8年度からの変更点

「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」の一部改正について（令和8年3月17日、こ成総第32号、こ支総第79号、社援基発0317第1号、障企発0317第1号、老高発0317第1号）

令和8年4月1日付で、随意契約において「2社以上の見積り合わせで足りる」とされる金額が以下のとおり改正されます。

	現行		改正後
工事又は製造の請負額	250万円	→	400万円
食料品、物品等の買入れ	160万円	→	300万円
上記に掲げるもの以外	100万円	→	200万円



上記の金額を上限とする場合には経理規程の改定が必要となります

最後にご案内



令和8年4月より、社会福祉法人監査室の名称が変更となりました

(旧) 社会福祉法人監査室



(新) 監査指導課

※事務室の場所、電話番号には変更ありません

これからもよろしくお願ひいたします

